

議案第 55 号

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 4 項ただし書中「社会福祉施設」の次に「又はこれに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の改正に伴い、指定障害児通所支援の事業等の設備に関する基準を改める必要がある。